

第4章

すべてのこどもに栄養を！～養育費確保支援～



1 総論

厚生労働省の調査（平成28年度全国ひとり親世帯等調査）によると、「養育費を現在も受けている」とされる母子家庭は24.3%（約4人に1人）にとどまっておらず、逆に「養育費を受けたことがない」とされる母子家庭は56.0%にも上っている。実に半数以上のこどもが、父親から養育費を受け取っておらず、栄養失調の危機という非常に厳しい状況にさらされている。

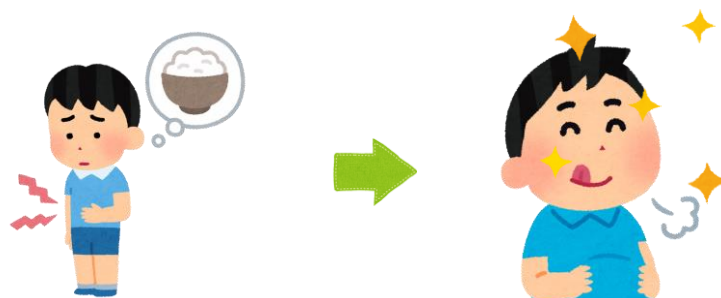
序章2（3頁）で記したとおり、諸外国では、行政が主体となって、養育費の確保に関する施策を当たり前に取り組んでいる。一例を挙げると、スウェーデン、ドイツ、フランスでは国による養育費の立替払制度が、アメリカ、イギリス、オーストラリアでは国による強制徴収制度が設けられている。

一方、日本では、諸外国と比べて国の取組が遅れており、養育費を受け取れずに泣き寝入りをしているこどもが多い。

明石市では、すべてのこどもに栄養を届けるため、面会交流支援に続けて、養育費確保支援にも丁寧に取り組んできた。

民間保証会社と連携して養育費の立替えを試行的に実施したことを皮切りに、市が単独で養育費を公的に立て替えて回収する全国初の制度を新設したほか、裁判所や公証役場で養育費の取決めをする際にかかる費用の補助も行っている。

養育費も、面会交流と同様に極めて重要なこどもの権利である。こどもの手元に確実に養育費が届いて、お腹を空かしているこどもが満腹になるように、こどもに最も身近な基礎自治体が全力でこどもに手を差し伸べなければならない。



2 こどもの養育費に関する検討会の設置

(1) 設置時期

2019年10月

(2) 経緯

2019年5月に民事執行法が改正され（施行は2020年4月1日）、養育費支払義務者の預貯金口座や勤務先（給料等）に関する情報を取得しやすくなったことを受け、養育費の不払いによる泣き寝入りを救済するため、新たに当事者や有識者からなる検討会を設置した。

(3) 委員

- 棚村政行 氏（早稲田大学法学学術院教授）＜会長＞
- 神原文子 氏（社会学者）
- 津久井進 氏（弁護士）
- 赤石千衣子 氏
（認定特定非営利活動法人しんぐるまざあず・ふぉーらむ理事長）
- 山口恵美子 氏（元家庭裁判所調査官・臨床心理士）
- 渡剛 氏（特定非営利活動法人あっとすくーる理事長）



(4) 検討項目

① 履行促進支援

i 合意形成支援

離婚届とともに参考書式を配布したり、調停申立書の書き方をアドバイスしたりするなどして、養育費の取決めを支援する。

ii 債務名義化支援

調停申立書や公正証書の作成についてアドバイスしたり、申立てや作成にかかる費用を補助したりするなどして、取決め内容の債務名義化を支援する。

iii 履行状況確認

養育費の取決めがある場合、履行状況に関する照会書を送付するとともに、養育費の意義や支払義務者に対する支援策の情報を提供する。

iv 履行勧奨

履行状況を確認した後、不履行の場合に、履行を勧奨する書面を送付する。

v 給与天引き

支払義務者の同意を得た上で、勤務先に連絡して、養育費を給与から天引きする。



② 差押え支援

i 情報取得支援

裁判所における「第三者からの情報取得手続」に関して、申立書の作成についてアドバイスしたり、申立てにかかる費用を補助したりするなどして、支払義務者の預貯金口座情報等の取得手続を支援する。

ii 情報提供

裁判所を介さずに、市が有する支払義務者の情報を提供する。

iii 強制執行支援

強制執行申立書の作成についてアドバイスしたり、申立てにかかる費用を補助したりするなどして、強制執行手続を支援する。



③ 立替金の支給

i 保証料支援

民間保証会社が実施している養育費保証契約における保証料を補助する。

ii 市単独の立替

市が不払いの養育費を立て替え、支払義務者から立替分を回収する。

④ 過料・公表

i 支払命令

支払義務者に支払能力があるにもかかわらず、市が立て替えた養育費を支払わない場合、支払命令の行政処分をする。

ii 過料

支払義務者が支払命令に従わず、財産隠しなどの悪質性がある場合、過料の行政処分をする。

iii 公表

支払義務者が過料を支払わず、こどもが希望する場合、支払義務者の氏名等を公表する。

⑤ その他

⑥ 検討対象から除外

i 行政サービスの一部制限

正当な理由なく養育費を支払わない支払義務者に対し、行政サービスを一部制限する。

ii 刑事罰（罰金など）

正当な理由なく養育費を支払わない悪質な支払義務者に対し、罰金刑などを科す。

(5) 状況

これまでに会議を5回開催した。現在は、①履行促進支援や③立替金の支給を中心に検討しており、②差押え支援と④過料・公表については今後の検討事項として整理している。

3 養育費の民間保証—養育費立替パイロット事業

(1) 実施時期

2018年11月～2021年12月

(2) 経緯

こどもが養育費を確実に受け取れるようにするため、民間の総合保証会社（株式会社イントラスト）と連携して、官民連携で養育費の立替えを試行的に開始した。

(3) 内容

① スキーム

民間総合保証会社が、養育費を受け取れていないひとり親家庭に対し養育費の不払い分を立て替えて支払い、別居親に対して立替分を督促して回収する。

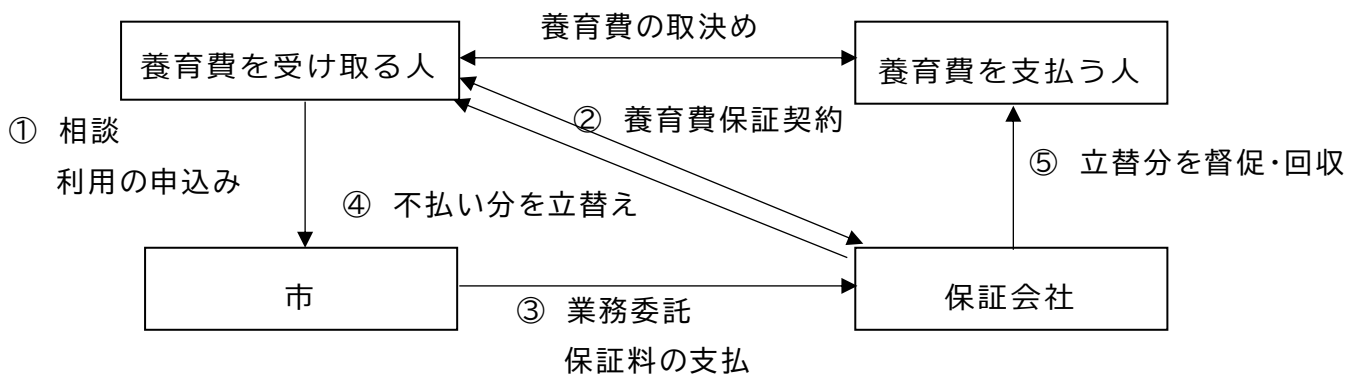
ひとり親家庭と同社との間で養育費保証契約を締結し、明石市が保証契約締結時に必要な初回の年間保証料（月額養育費・上限5万円）を負担する。

② 立替額・立替期間

月額養育費（上限5万円）・最大12か月

③ 更新

ひとり親家庭が更新料（月額養育費の半額）を負担することによって、養育費保証契約を更新することができる。



(4) 実績
申込件数 18件（定員）

(5) 利用者の声
「第三者が入ることで、養育費が支払われるようになってよかった。」

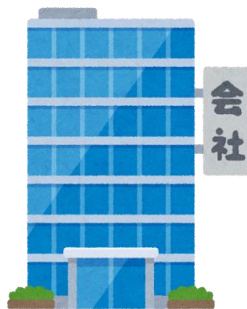
(6) 効果
保証契約を締結したことにより養育費の支払いが始まったケースや、保証会社が養育費を立て替えた後に支払義務者に督促したことによって支払いがあったケースもあり、第三者が介入することによって養育費支払の正常化につながった。

(7) 課題
利益を追求する民間企業が主体となっているため、支払義務者が資力に乏しく回収を期待できないケースの場合には審査が通らない可能性がある。また、ひとり親家庭にとって、保証料が負担になることもある。（なお、明石市の当該事業では、審査を不要にし、保証料は市が負担している。）

もっとも、支払義務者の資力が乏しいケースほど、養育費の支払いがなかったり、自ら預貯金口座等を差し押さえすることが困難であったりすることが多く、支援の必要性が高いのが現状である。

そのため、民間企業による養育費の保証・立替えでは、ひとり親家庭の格差を益々拡大させることにつながりかねないという弊害も見受けられる。

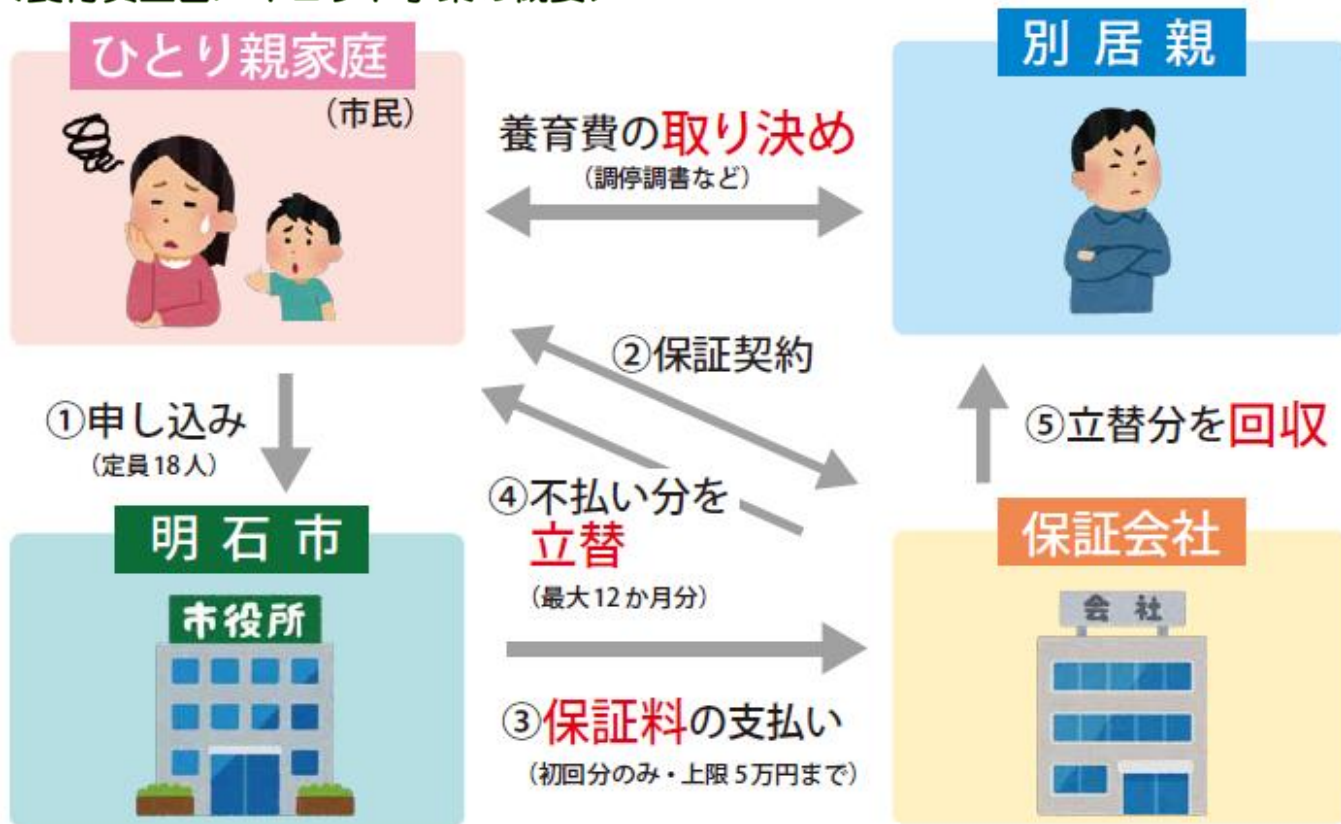
この点が、行政による養育費の立替えが求められる所以の一つである。



明石市からの
お知らせ

養育費の受け取りを サポートします！

＜養育費立替パイロット事業の概要＞



- ① 2020年末までに調停・審判で養育費を取り決める方がお申し込みいただけます。(明石市に住むこどもとその親が対象です。)
- ② 取り決めの内容に基づき保証会社と保証契約を締結していただきます。
- ③ 保証契約に必要な保証料は明石市が負担します。
- ④ 養育費の不払いがあった場合は、保証会社が立て替えます。
- ⑤ 立て替えた養育費は保証会社が支払義務者へ請求し回収します。

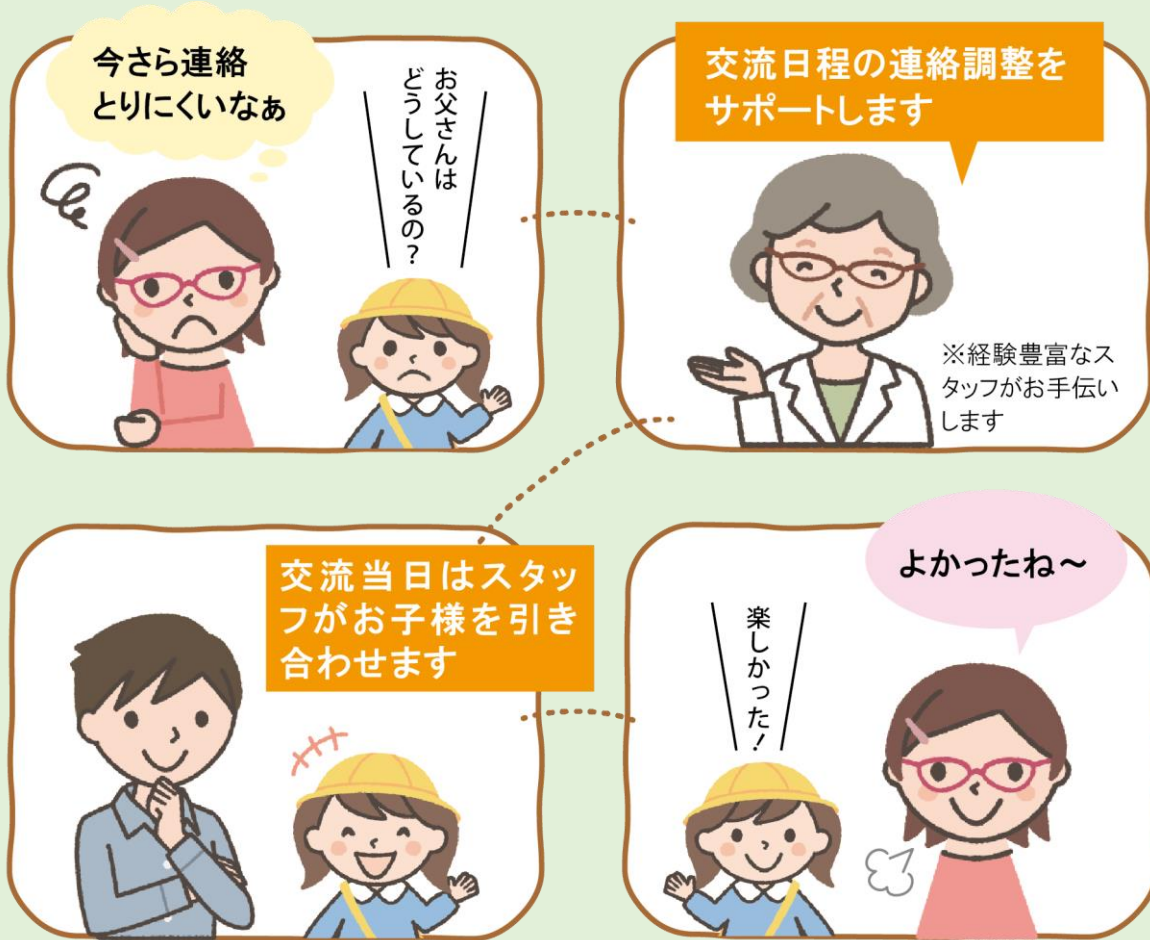
養育費の支払いは、親として子に対する最低の義務であり、別れて暮らす親と子を結ぶ絆であり、親子である証になるものです。
(養育費相談支援センターHPより抜粋)

お問い合わせ

明石市 市民相談室
電話 078-918-5002 FAX 078-918-5102
E-mail soudan@city.akashi.lg.jp

おしらせ

明石市では、面会交流のコーディネートも行っています。



※経験豊富なスタッフがお手伝いします

こどもが離れて暮らす親と会いたいといっているけれど…
別居している親とは、直接連絡を取りたくない・顔をあわせられない等のご事情がある方へ、市の職員が交流日程の調整や当日の受渡しなど行います。
詳しくは、市民相談室までお問い合わせ下さい。

【お申込み・お問い合わせ】

明石市 市民相談室

TEL 078-918-5002 Fax 078-918-5102

E-mail soudan@city.akashi.lg.jp

2018年10月作成
明石市 市民相談室

養育費立替パイロット事業のご案内

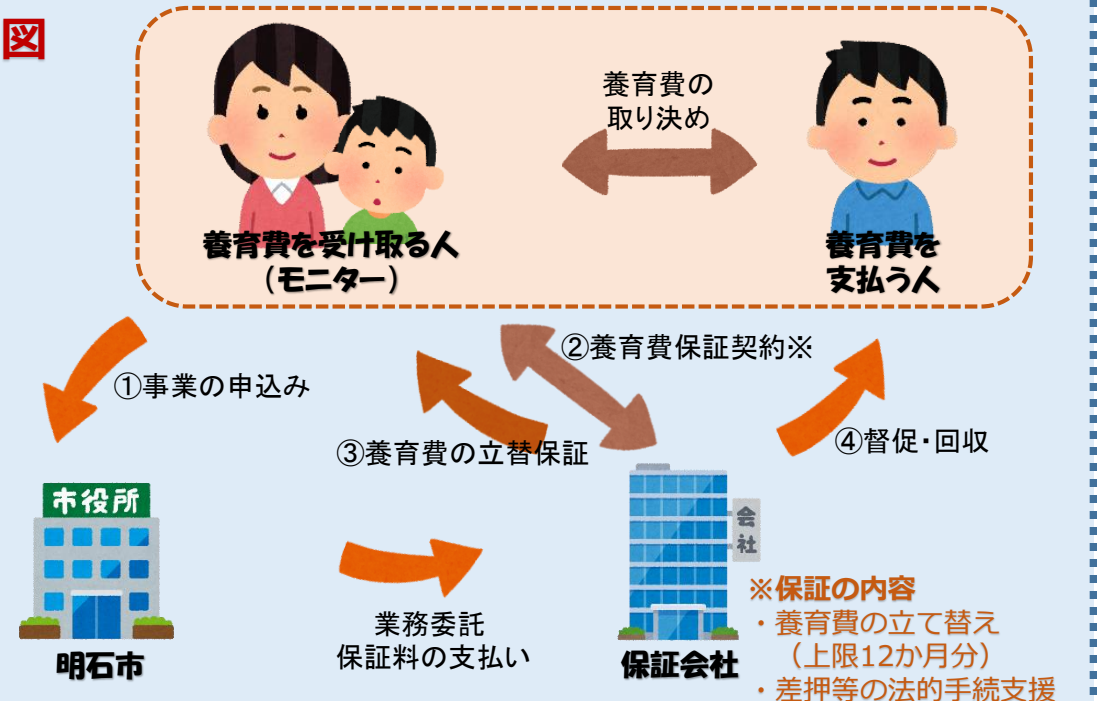
明石市では「こどもを核としたまちづくり」の方針のもと、離婚前後のこども養育支援に取り組んでいます。養育費を取り決めても受け取れないというご相談が多く寄せられていることから、民間の保証会社と連携して、「養育費立替パイロット事業」を試行的に始めます。

このたび、ひとり親家庭の方を対象に、この事業に協力していただけるモニターを募集します。

◆事業の概要

- ① 希望者が市にモニターの申込みをします。
- ② モニターを決定した後、保証会社と養育費保証契約を結びます。初回の年間保証料は、市が負担します。（モニターに費用はかかりません。）
- ③ 養育費の不払いがあった場合、モニターが保証会社に連絡すると、保証会社はモニターに養育費を立替払いします。（上限5万円/月）
- ④ 保証会社が養育費を支払うべき人から督促・回収します。

概要図



◆事業の流れ

モニター募集開始

明石市の広報紙等でお知らせします。

モニター申込み

申込書など必要書類の提出や、面談などによるご家庭の事情の聴きとりをします。

モニター決定

申込者からモニターを決定します（定員18名の予定）。

保証契約申込み

保証契約加入に必要な書類の提出等をお願いします。

保証開始

保証期間は契約後1年間です。養育費の不払いがあった場合は、保証会社が立替を実施し、支払義務者への督促・回収を行います。

家計状況などの調査

訪問・面談・電話などによる調査をします。

保証契約の終了

利用後の継続調査

家計の変化などについて調査をします。

◆モニターの対象となる方

- 離婚をして子どもと明石市に住んでいるひとり親の方
- いずれかに当てはまる方
 - 養育費の取り決めについて、債務名義（確定判決、調停調書など）を有する方
 - これから調停など裁判所の手続で養育費を決める方
- 今後も明石市に住む予定で、最大3年間、家計や家庭の状況などの調査に協力できる方

取り決めはしているけれど、
養育費を受け取れていない…
これから取り決めをするけれど、
継続してちゃんと受け取れるか不安だ…

という方は、ぜひご相談ください。



◆モニター調査の内容

はじめに、家計や子どもの養育の状況などについてお伺いします。その後、養育費の受け取りなどによってどのような変化があったかをお聞きします。家庭訪問や郵送での回答、電話での問い合わせなどを行います。



◆モニターの申込み期間

≪2018年11月～2018年12月末≫



コラム 国内外の養育費の確保について

養育費は、子どもの健やかな成長のために必要不可欠なものです。しかし、我が国では実際に養育費を受け取っている割合は25%に満たない状況です。

もっとも、諸外国では行政が主体となり、養育費を確保する支援を実施しています。例えば、アメリカやイギリスでは養育費を支払わない非同居親に対して、行政による給料からの天引きなどの徴収が行われるほか、運転免許の停止（米）や最長6週間の収監（英）等が定められています。ほかにもスウェーデン、ドイツ及びフランスでは、養育費が支払われていない場合は、国による立替払いが行われ、非同居親に対して請求及び徴収をしています。

明石市では、親の離婚において子どもが受ける経済的不利益を軽減するように、取り組みを検討しています。

4 養育費の公的立替－こどもの養育費緊急支援事業

(1) 実施時期

2020年7月～2021年3月

(2) 経緯

新型コロナウイルス感染症の影響により養育費の不払いの状況はこれまで以上に厳しくなっていることから、こどもの手元に養育費が確実に届くようにするため、緊急的に事業を開始した。

(3) 内容

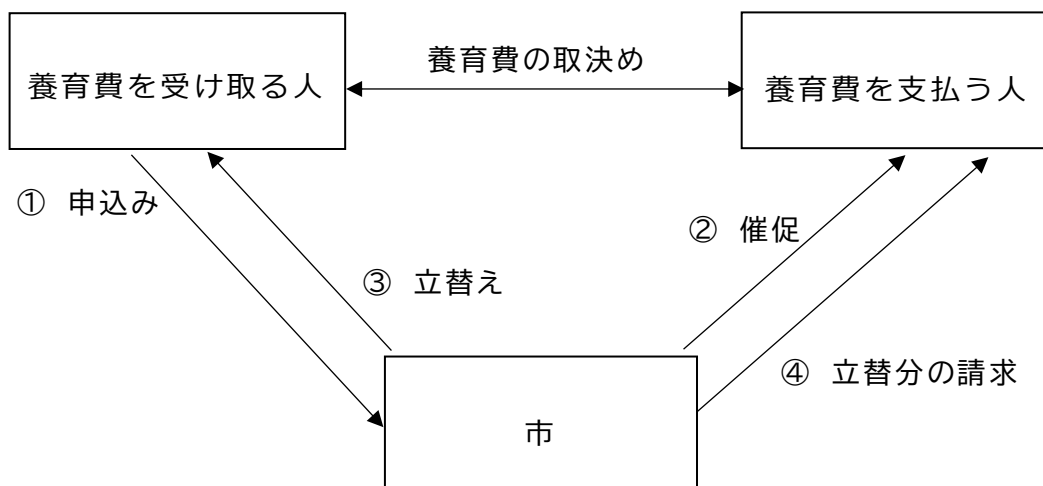
① スキーム

養育費の不払いがあったときに、市が支払義務者に働きかけ、それでも支払いがない場合に、市が1か月分（こども1人あたり上限5万円）に限り立替払いをしたうえで、支払義務者に対して督促する。

② 対象者

養育費の債務名義（調停調書や公正証書など）がある市内在住のこども

〈イメージ図〉



(4) 実績

申込件数 23件 (こども32人)

番号	監護親 (申込者)	債務名義	養育費額 (1人)	こどもの数	未就学	小学生	中学生	高校生 以上
1	母	調停調書	30,000	1		1		
2	母	調停調書	40,000	2		1	1	
3	母	調停調書	10,000	2		2		
4	母	調停調書	30,000	1		1		
5	母	調停調書	20,000	2		1	1	
6	母	調停調書	40,000	1				1
7	母	調停調書	30,000	2			1	1
8	母	調停調書	40,000	2			1	1
9	母	調停調書	30,000	1		1		
10	母	調停調書	45,000	2	2			
11	母	調停調書	10,000	1		1		
12	母	審判書	39,000	1		1		
13	母	審判書	15,000	1			1	
14	母	審判書	16,000	1		1		
15	母	審判書	17,000	1		1		
16	母	和解調書	20,000	1		1		
17	母	公正証書	30,000	1		1		
18	母	公正証書	25,000	2	1	1		
19	母	公正証書	100,000	1	1			
20	母	公正証書	50,000	2		1	1	
21	母	公正証書	110,000	1		1		
22	母	公正証書	30,000	1		1		
23	母	公正証書	30,000	2	2			

合計	調停調書	平均(円)	合計(人)	～6歳(未就学)
23	11	35,087	32	6
母	審判書	最大(円)	子1人(件)	7歳～12歳(小学生)
23	4	110,000	14	17
父	和解調書	最小(円)	子2人(件)	13歳～15歳(中学生)
0	1	10,000	9	6
	公正証書			16歳～(高校生以上)
	7			3

(5) 利用者の声

「行政が間に入ってくれたおかげで、養育費がちゃんと支払われるようになった。」

「生活が苦しいので、1か月分だけでは足りない。」

(6) 効果

こどもに冷たい日本社会において養育費の公的立替を実現できたという事実—これこそが最大の効果である。

ケースの中には、市が支払義務者に働きかけたことによって、市の立替前に支払義務者が任意に養育費を支払ったものが3件（こども4人）あった。このうち1件は、支払義務者が今後における養育費の支払いを約束しており、市が関わることの効果が窺える。

また、市が養育費を立て替えたことによって、こどもの手元に養育費が届いたケースが13件（こども18人）あった。このうち7件（こども11人）は、立替後に支払義務者が市に立替分を支払っており、まさに立替えが機能している証である。

さらに、市による立替後にこどもや申込者（監護親）が嫌がらせを受けるなどの大きなトラブルには発展しておらず、安心・安全に養育費の公的立替が受けられている。

このように、申込件数23件のうち約半数に当たる10件で支払義務者が養育費や立替分を支払った現状に鑑みると、第三者である市が関わることによって、民間の審査による制限なく、多くのこどもへの養育費支払の正常化につながったという効果が得られたと結論付けられる。

市が立替払いをした金額が合計約60万円、立替後に市に支払われた金額が約35万円であり、低予算でありつつ立替分を一定程度回収することができているので、他の自治体において実施することも決して不可能ではないだろう。

(7) 課題

このような効果から判断すると、市が養育費を立て替えるメリットは極めて大きいと考えられる。

一方で、今回の事業では、財源確保の観点から、立替期間を1か月分、立替金額をこども1人あたり上限5万円と設定している。

養育費は一般的にこどもが成人するまで継続して満額支払われるべきものであることから、立替期間をより長くして、立替金額に上限を設けない方が望ましいことは言うまでもない。ただ、財源が市民の税金である以上、こどもの人数や財源の状況を考えると、どこまで支援することができるか悩ましい面もある。

また、市内に住むひとり親家庭のこどもの人数と比較すると、申込者の人数が少ないことは否めない。その理由としては、対象者への周知や広報が足りないこともあるが、支払義務者と関わりたくないという状況の中で、市役所で煩雑な手続をしなければならず、これらのハードルを乗り越えたところで所詮1か月分、上限5万円の立替えに過ぎないという費用対効果の低さも大きいであろう。

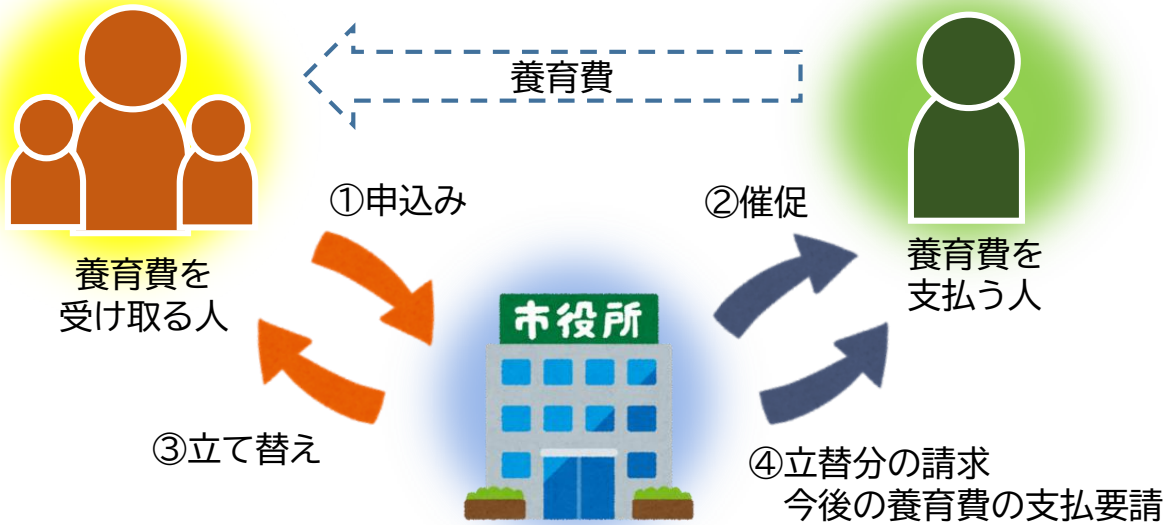
さらに、申込件数23件のうち約7割に当たる16件は、調停や審判など裁判所で取決めの手続を行っている。一般的に心理的・手続的負担が大きい裁判所での手続でようやく取決めをしたにもかかわらず、取決め内容が守られていないという状態を裁判所が放置しているのも問題である。

養育費不払いの問題は全国共通であることから、裁判所で取り決めた内容が確実に履行され、こどもの手元に養育費が満額届くようにするとともに、諸外国にならって国において養育費立替払制度をしっかりと構築すべきである。

「せっかく取り決めをしたのに養育費を支払ってもらえない…」お困りの方へ！

受け取れていない養育費を市が立て替えます

1ヶ月分、5万円まで



対象になる方

こどもが明石市に住んでいる

調停調書や公正証書などの
公的な取り決めをしている

前月分の養育費を受け取れ
ていない



相手に連絡を取りにくいし、
諦めようかな…

こんな方や、そんな方も…

かわりに催促してくれたら
負担が減って助かるなあ…



まずはお気軽に
お問合せください

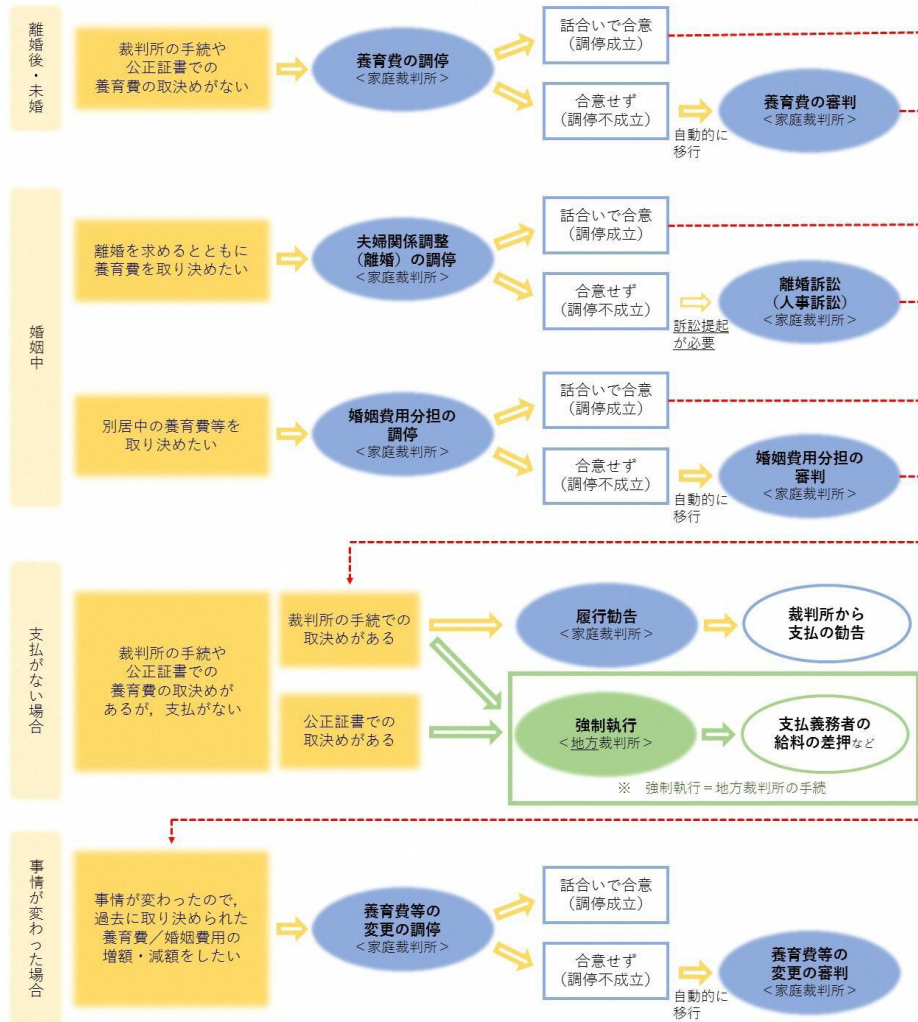


明石市 市民相談室
電話 078-918-5240 (専用ダイヤル)
FAX 078-918-5102
E-mail soudan@city.akashi.lg.jp

5 取決め費用の補助—養育費取決めサポート事業

養育費の民間保証や公的立替を利用したくてもそもそも債務名義がないとの声を受けて、2020年8月から、債務名義を得られるようにするための手続支援と費用補助を開始した。

詳細については、第5章4(94頁)を参照されたい。



裁判所における養育費の取決めの種類と流れ(家庭裁判所ホームページ)

